



平成 28 年 11 月 14 日

各 位

京都市上京区東堀川通り一条上ル堅富田町 436 番地の 2
株式会社 エスケーエレクトロニクス
代表取締役社長 石 田 昌 徳
(コード番号: 6 6 7 7)
問い合わせ先 経営戦略室長 前 川 隆
電 話 番 号 075 (441) 2333 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 14 日開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 16 日開催予定の第 15 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行され、新たに業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、該当する取締役および監査役が、期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款第 25 条(社外取締役との責任限定契約)および第 33 条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 12 月 16 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 12 月 16 日

以 上

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 ～ 第24条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外</u>取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 ～ 第32条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外</u>監査役との責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 ～ 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 ～ 第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>